

令和8年10月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和8年10月9日（金） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本一幸、中津芳春、
吉田三十志、藤瀬信行、森嶋秀利、田端雅充、
高松耕生、渡辺真由美、金澤清二、堀誠也

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、河原まり、鳥栖萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、田端雅充委員、高松耕生委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 9 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 10 号 農地法第3条の届出について
- (3) 議案第 27 号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第 28 号 農地法第4条の許可申請について
- (5) 議案第 29 号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について
- (7) 議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画（更新）について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第 9 号 農地法第 18 条の合意解約について

(議 長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第 9 号農地法第 18 条の規定による通知が 2 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 1 ページになります。

届出番号 1 番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、転用のための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 2 ページになります。

届出番号 2 番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、転用のための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第 10 号 農地法第 3 条の規定による届出について

(議 長) 続きまして、報告第 10 号農地法第 3 条の規定による届出が 2 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 3 ページになります。

届出番号 1 番です。所在は下六嘉地区。地目については田が 15 筆と畑が 2 筆の計 17 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は 4 ページになります。届出番号 2 番です。所在は上島地区。地目については田が 3 筆と畑が 4 筆の計 7 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第 27 号 農地法第 3 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 27 号農地法第 3 条の規定による許可申請が 1 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 5 ページになります。

申請番号 1 番です。有償による所有権移転の案件です。所在は鯉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては、売買による所有権の移転となっております。6 ページに申請地の位置図、7 ページに現地の写真を載せております。8 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第 28 号 農地法第 4 条の許可申請について

○議案第 29 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 28 号農地法第 4 条の規定による許可申請が 3 件、議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請が 4 件ございますが、第 4 条と第 5

条で関連する案件があるため、あわせて説明をお願いします。

（事務局）はい。まず、議案第 28 号（農地法第 4 条の許可申請）申請番号 1 番および 2 番と、議案第 29 号（農地法第 5 条の許可申請）の申請番号 1 番は関連性がありますので、一括して説明いたします。

今回、個人住宅を新築するにあたり、対象の土地を分筆され、これに伴い、道路後退部分が生じたため、第 4 条 1 番・2 番および第 5 条 1 番に関連する内容となります。また、敷地内にある既設の農業用倉庫につきましては、現在の申請者が相続する前の昭和 46 年頃に建築されていたものです。今回は住宅の新築を機に、こちらの倉庫についても適正な状態とするため、是正の申請をされています。

資料は 9 ページになります。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の畑が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。申請人については記載のとおりです。申請事由は農業用倉庫となります。

続きまして、資料は 10 ページになります。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の畑が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。申請人については記載のとおりです。申請事由は公衆用道路となります。

続きまして、資料は 11 ページになります。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の畑が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は個人住宅となります。

12 ページに位置図、13 ページに農業用倉庫の土地利用計画平面図、14 ページに公衆用道路および個人住宅の土地利用計画平面図を載せております。農業用倉庫及び個人住宅の雨水につきましては、第 4 条申請者が所有する北側の土地に設置されている私設 U 字溝を用いて、北側町道側溝へ放流する計画です。道路後退部分の公衆用道路の雨水は、一部砂利敷きとし地下浸透されます。個人住宅の生活雑排水及び汚水の処理については、南側の下水道へ接続放流されます。農業用倉庫については、生活雑排水及び汚水が生じる設備はありません。15 ページに現地の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

（議長）続きまして、地元委員であります私から報告をいたします。

(下田会長) 9月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、集落内にある10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は、個人住宅予定地は現在畑として利用されています。農業用倉庫の申請地には、現在古い農業用倉庫があります。申請地に隣接する農地はないため、周辺農地の日照及び通風への影響はないものと考えられます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は16ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については農業用倉庫になります。計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。

続きまして、資料は17ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については公衆用道路になります。申請に係る用途に遅滞なく供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。

続きまして、資料は18ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については個人住宅になります。必要な資力については適当、申請に係る用途に遅滞なく供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。

よって総合的に判断した結果、3件の許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
続きまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第 28 号(農地法第 4 条の許可申請) 申請番号 3 番と、議案第 29 号(農地法第 5 条の許可申請) の申請番号 2 番および 3 番は関連性がありますので、一括して説明いたします。

今回、個人住宅を新築するにあたり、対象の土地を分筆され、これに伴い、道路後退部分が生じたため、第 4 条 3 番および第 5 条 2 番・3 番に関連する内容となります。また、敷地内の通路につきましては、一部コンクリート舗装が施工され利用されていたものです。今回は住宅の新築を機に、こちらの通路についても適正な状態とするため、是正の申請をされています。

資料は 19 ページになります。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の畑が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。申請人については記載のとおりです。申請事由は通路となります。

続きまして、資料は 20 ページになります。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の畑が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は個人住宅となります。

続きまして、資料は 21 ページになります。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の畑が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は公衆用道路となります。

22 ページに位置図、23 ページに造成計画平面図を載せております。

雨水につきましては、個人住宅については、雨水浸透枳を設置し、オーバーフロー分は町道側溝へ接続放流、通路については、既設の排水口を通じて町道側溝へ放流、公衆用道路についても町道へ放流される計画です。個人住宅の生活雑排水及び汚水の処理については、西側の下水道へ接続放流されます。24 ページに現地の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いします。

(〇〇委員) 9月29日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、集落内にある10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地の個人住宅予定地は現在休耕地として管理されています。なお、通路部分の申請地については一部コンクリート舗装が施工されていました。申請地に隣接する農地はないため、周辺農地の日照及び通風への影響はないものと考えられます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) 資料は25ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については通路になります。申請に係る用途に遅滞なく供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。

続きまして、資料は26ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については個人住宅になります。必要な資力については適当、申請に係る用途に遅滞なく供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。

続きまして、資料は27ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については公衆用道路になります。申請に係る用途に遅滞なく供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。

よって総合的に判断した結果、3件の許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

(議長) 続きまして、議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請の申請番号 4 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 28 ページになります。申請番号 4 番です。所在は下六嘉地区。農振地域内農用地区域外の畑が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は個人住宅となります。29 ページに位置図、30 ページに土地利用計画平面図を載せております。雨水については、宅地内に雨水浸透枳を設置し、オーバーフロー分は北側町道側溝へ接続放流されます。生活雑排水及び汚水については、北側下水道本管へ接続放流されます。31 ページに現地の写真を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いします。

(〇〇委員) 10 月 1 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、集落内にある 10 ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第 2 種農地になると思われます。申請地は、長年耕作はされておらず、休耕地の状態です。申請地南側の一部に農地が隣接していますが、当該隣接農地は長年耕作されておらず、また、建築物は隣接農地との境界から 10 メートルほど離して建築される計画であることから、周辺農地の日照及び通風への影響はないものと考えられます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) 資料は 32 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第 2 種農地であり、目的については個人住宅になります。必要な資力については適当、申請に係る用途に遅滞なく供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議長) 続きまして、議案第 30 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 8 件ございます。まず、申請番号 1 番になりますが、〇〇委員の案件になりますので、〇〇委員の退席をお願いします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 33 ページになります。申請番号 1 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日となっております。
34 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
〇〇委員の入室を許可します。

〇〇委員の案件について、承認されましたので報告しておきます。

続きまして、申請番号2番から8番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。
それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は35ページになります。申請番号2番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が2筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年11月1日から令和18年10月31日、転貸期間は令和8年11月1日から令和13年10月31日となっております。36ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は37ページになります。申請番号3番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年11月1日から令和18年10月31日、転貸期間は令和8年11月1日から令和13年10月31日となっております。38ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は39ページになります。申請番号4番です。所在は北甘木地区。農振農用地の田が5筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年11月1日から令和18年10月31日、転貸期間は令和8年11月1日から令和13年10月31日となっております。40ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は41ページになります。申請番号5番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和8年11月1日から令和13年10月31日となっております。42ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 43 ページになります。申請番号 6 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日となっております。44 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 45 ページになります。申請番号 7 番です。所在は下六嘉地区および上六嘉地区。農振農用地の田が 7 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間は令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日となっております。46 ページと 47 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 48 ページになります。申請番号 8 番です。所在は犬渕地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日となっております。49 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

（事務局）ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委員）（委員全員挙手）

（議長）挙手の結果、7 件の案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画（更新）について

（議長）続きまして、議案第 31 号農用地利用集積等促進計画（更新）の承認申請が 1 件ございます。それでは事務局より説明をお願いします。

（事務局）はい。資料は 50 ページになります。申請番号 1 番です。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。形態は賃貸借権の更新。期間は

令和8年11月1日から令和13年5月31日となっております。51ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は11月10日、火曜日の9時予定です。それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和8年10月9日

会長 下 田 司

委員 田 端 雅 充

委員 高 松 耕 生